

公 共 事 業 事 前 評 価 調 書

事業概要	事業名	茅ヶ崎中学校第二方面校（仮称）整備事業
	場所 （所在地）	横浜市都筑区早渕二丁目4
	事業目的	都筑区に所在する茅ヶ崎中学校が31学級以上（過大規模校）になる見込みであることから、都筑区早渕二丁目の学校予定地に中学校を新設し、過大規模校を解消します。
	事業内容	用地取得から、校舎・体育館等の建設、校庭・教室の整備まで
	事業スケジュール	実施設計 平成19年9月～平成20年3月 校舎等工事施工及び校庭・教室整備 平成20年10月～平成22年3月 開 校 平成22年4月
	総事業費	約5.8億円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費 約3.3億円 ・ 工事費 約2.5億円 （うち補助 約6.5億円）
事業の 必要性	<p>① 必要性 31学級を超える、過大規模校の問題点を解消させます。</p> <p>② 上位計画における位置付け・根拠法令等 学校教育法、学校教育法施行規則、中学校設置基準、横浜市立小中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針。</p> <p>③ 適地性 平成16年3月に港北ニュータウン地区に中学校用地として確保していた用地</p>	

〔様式1〕

<p>事業の効果</p>	<p>①安全・安心・安定性・快適性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 31学級以上の規模では、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには大規模過ぎる。 ・ 1つの学校としての一体感を保ち、十分な共通理解を図る面で大規模すぎる。 ・ 特別教室、体育館等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。 <p>等、過大規模校の問題点を解消させる。</p> <p>② コスト縮減の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内運動場、格技場、部室を1棟にまとめ、校舎棟とともにコンパクトなまとまりのある形状とした。 ・ 特殊な材料、工法を極力用いず、汎用性の高い材料、工法を用いる。
<p>環境への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備を屋上に設置し、環境に配慮します。 ・ 雨水貯留槽層を設置し、建物に降った雨水を中水としてトイレに使用します。
<p>地域の状況等</p>	<p>通学区域及び学校名に関して自治会、町内会、PTA、関係学校長で組織する茅ヶ崎中学校第二方面校開校準備委員会において検討され、意見が提出されています。</p>
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>
<p>添付資料</p>	<p>茅ヶ崎中学校第二方面校（仮称）通学区域図（案）</p>
<p>担当部署</p>	<p>教育委員会事務局 総務部 施設管理課 (Tel 671-3258)</p>

茅ヶ崎中学校第二方面校(仮称)通学区区域(案)

- 新校通学区区域**
- 特別調整通学区区域(指定校:茅ヶ崎中、受入校:新校)
 - 特別調整通学区区域(指定校:新羽中、受入校:新田中・新校)
 - 特別調整通学区区域(指定校:新羽中、受入校:新校)

